

# 競争法コンプライアンス指針

一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会



# 競争法コンプライアンス指針

平成23年1月17日 制定

平成24年4月1日 改定

一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会（以下「当会」という。）は、当会の行う活動において競争法を十分に尊重し、これを遵守することをここに宣言する。そして、当会のいかなる活動も、わが国及び諸外国の競争法の視点で何らの問題、あるいは疑念を惹起させるようなことは一切無いものであることを、内外に明らかにするとともに、会員が当会活動に参加するに際し、積極的に競争法を遵守し、競争法上に関わる疑念がいささかもないようにする旨を関係者に明示し、徹底することを目的とし、『競争法コンプライアンス指針』（以下「本指針」という）を制定した。

## 1. 体制

### 1-1 コンプライアンス委員会の組織

専務理事を委員長としたコンプライアンス委員会を理事会直轄の組織として設置する。コンプライアンス委員会の委員は企画委員会委員に委嘱する。

### 1-2 コンプライアンス委員会の審議事項

コンプライアンス委員会の審議事項は次の通りとする。

競争法コンプライアンスに係る内規の制定、改廃等に関すること

当会の行う、競争法コンプライアンスに係る研修に関すること

競争法上の問題点等に関する会員及び当会事務局からの相談事項に関すること

本指針に照らし不適切な行為があった場合の対応に関すること

### 1-3 コンプライアンス委員会の業務

当会の競争法コンプライアンスに係る事務は、専務理事が統括し、事務局が所掌する業務とする。

## 2. 禁止事項

当会の全ての活動に際し、以下の禁止事項について、話題としてはならないものとし、また、情報の交換、あるいは合議等が行なわれてはならない。

### < 禁止事項 >

#### (1) 価格及びコストに関すること

価格の引上げ、維持等に関する議論や情報交換等を行うか、又はそれらに関する合意等をしたりすること。

価格構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定等、価格情報について議論したり、価格情報の交換等を行うか、又は合意等したりすること。

その他、 に準じた不適切な形で価格の要素に言及すること。

価格だけでなく、製造原価・一般管理費等コストの要素に言及すること。

(2) 設備投資計画等に関すること

一般公表されていない利益、利益幅、予定される投資に関する具体的若しくは詳細な議論を行い、関係する情報を交換し、又は合意等をしたりすること。

その他競合会社間で、当該各社の設備投資に関する計画等を具体的に左右するような効果のある内容の議論を行い、情報を相互に交換し、又は合意等したりすること。

コスト負担が大きいと思われる新技術や新規格等の導入の抑制等を内容とする議論を行い、又はそうした内容に関する情報を交換し、若しくは合意等したりすること。

その他設備投資計画や技術開発、製品規格等の制限にわたることに言及すること。

(3) 市場割当

競合する会社同士が特定の市場占有率を決定したり、維持したりすること。

市場区域や特定の取引先について協議し又は指定したりすること。

競合他社に便宜を計らうことを約束し、ある製品市場に先行進出することを合意等したりすること。

(4) 競合情報の交換

上記のほか、競合する会社同士が、製品計画や市場戦略のような現在及び将来の営業方針等に関する情報を交換すること。

(5) 不公正な取引方法

競合する会社同士が特定の取引先たる業者やその他の組織との取引を行わないことを勧奨し、又は合意等したりすること。

特定の取引先たる業者等と供給や支払に関する条件について不当に合意しないこと。当会から特定の会員たる事業者を不当に排除し、又は当会の内部においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

競合する会社同士が取引先を不当に拘束するような条件等の流通慣行を相互に採用し、若しくは採用すること等について議論し、情報を交換し、又は合意等したりすること。

その他、当会の活動に関して、不公正な取引方法を用い、若しくはこれを用いることを合意する等、又はそれらに言及すること

### 3. 会議の運営

当会では、会員によって構成される理事会、各種委員会、WG等の会議（以下、「会議」という）によって多くの事業活動が遂行される。

それらの会議は、各社の事業遂行上相互に競争関係にある会社の社員等も参加することから、一般に、競争法コンプライアンスが確立されていない場合には、ともすればカルテルの温床等となったり、又はそれと疑われる行為が惹起されたりするリスクがある。

このため、当会は、会議を運営するに当たり、カルテル又はそれと疑われる行為が惹起されることのないよう、競争法の遵守、コンプライアンスを徹底するとともに、競争法上問題となるおそれのある行為の防止策、万一実際にそのような行為が生じた場合の議長、当会役職員及び参加者の対応策を、以下のとおり規定する。

### 3-1 会議の参加者

- 1) 会議の参加者は本指針を理解したうえで、本指針に照らし不適切な行為を行わない旨を誓約した者とする。
- 2) 会議において競争会社同士のみで接触することを避けるため、原則として、当会役職員が1名以上会議に出席する。

### 3-2 会議における話題

会議参加者（議長、当会役職員、会員）に対し、会議において話題等とすることが禁止される事項は、2.に掲げる禁止事項とする。

### 3-3 議題の事前確認

議長及び当会役職員の役割として、会議において、競争法上問題となるおそれのある事態が発生することを防止する観点から、予め会議における議題について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないか確認する。

### 3-4 議事進行

実際の会議においては、参加者が十分に注意していたとしても、突発的に、競争法上問題となるおそれのある話題が出る可能性があるため、そのような場合には以下のような議事進行上の措置等を講じるものとする。

- 1) 議長の役割及び責務として、開会時に「当会議では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言することで、参加者に注意喚起を行うとともに、かかる宣言をしたことを議事録に記載する。
- 2) 会議中、競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、議長が発言者に当該発言を止めるよう注意し、それにもかかわらず当該発言者が問題となり得る発言を止めない場合には、その旨議事録に記載の上、会議を閉会し、当会のコンプライアンス担当部署（事務局）に報告する。
- 3) 会議に参加した当会役職員は、参加者の発言が競争法上問題となると判断した際に、議長に対して発言者への注意をするよう促す等、議長の議事進行を補助する。

### 3-5 議事録等の作成・管理

会議の議事録は、会議における参加者の行為について万が一競争法に抵触する行為が惹起された旨疑われる場合に、当会及び参加者が適切な対応を行ったことを示す基礎的な資料でもある。

議事録等の作成及び管理方法について、競争法コンプライアンスの観点から、以下のように規定する。

- 1) 議長又は議長の指名を受けた会議の参加者が議事録を作成する。
- 2) 会議に参加した当会役職員は、当該議事録を確認し、その写しを当会のコンプライアンス担当部署（事務局）に提出する。
- 3) 当会のコンプライアンス担当部署（事務局）における議事録写しの保存期限は5年間とする。

#### 4. 懇親会

懇親会は、当会の会議の終了後等の機会において、参加者相互及び当会役職員との懇親を目的として開催される会合等をいい、必然的に当会会員たる競合会社の社員等が参加するものである。そこでは、競合会社同士のみとの接触を避けるため、当会役職員が1名以上参加する等開催の条件を以下の通りとする。

- 1) 懇親会の参加者は本指針を理解し遵守する旨を誓約した者に限る。
- 2) 懇親会には当会役職員が必ず1名以上参加する。
- 3) 懇親会の参加者は、懇親会の席上、本指針に規定される禁止事項が話題となったと認める場合は、速やかに退席し、当会のコンプライアンス担当部署（事務局）に報告する。

#### 5. 統計業務

統計情報の収集や管理、提供を行うことは、当会における重要な役割の一つであるが、競争法上問題となる恐れがある。そこで、統計情報の収集、管理、分析・処理、提供等の方針について、以下の通り定める。

- 1) 当会の統計情報の収集・管理・提供に係る業務は、専務理事が統括し、事務局の業務とする。
- 2) 専務理事は、当該業務に係る責任者及び担当者たる職員（以下「統計担当者」という。）を指定する。
- 3) 統計担当者は、他の当会役職員、会員、外部との情報遮断を行う等、情報管理を徹底する。
- 4) 統計担当者が他の当会役職員、会員及び一般に提供できる統計情報は、概括的かつ

具体的な個社情報の特定・抽出等が困難な状態のもののみとする。

ただし、関係官庁等の要請があり、専務理事が認めた場合はこの限りではない。

## 6．研修

### 6-1 当会役職員に対する研修

当会役職員に対する競争法コンプライアンスに関する研修については、以下の点を認識し、Eラーニング等も活用し、積極的に実施することとする。

- 1) 当会の活動は、必然的に競合会社が接触する場や機会を提供することが多く、競争法上のリスクを有していること。
- 2) 当会役職員が競争法コンプライアンスに係る知識を有することが、会員からの信頼感や安心感の醸成に繋がるとともに、社会的存在としての当会に対する社会からの信頼を得ることにつながる。

### 6-2 会員に対する研修等

#### 1) 当会の競争法コンプライアンス指針の周知徹底

当会の競争法コンプライアンス指針に基づき、会議運営や統計情報の取扱い等に関する取組を徹底するために、当会役職員のみではなく、会員においても当該指針に従った行動をすることが求められる。このため、本指針をホームページ等に公開し、会員への周知徹底を図る。

#### 2) 会員の競争法コンプライアンス体制整備に対するサポート

会員における競争法コンプライアンス体制は、当然のことながら会員自身により整備されるべきものであり、当会が責任を負うものではないが、会員に対し、当会によるサービスの一環として、競争法コンプライアンスに関する研修会等を企画して、研修を受ける機会を提供する。

## 7．取組の情報開示

当会の競争法コンプライアンスへの具体的な取組を積極的に情報開示し、会員への周知徹底を行う。

## 8．当会の活動に関して、本指針に照らし不適切な行為があった場合の措置

当会役職員又は会員若しくはその社員等において当会の活動に関して本指針に照らし不適切な行為があった場合、コンプライアンス委員会が厳正に対応する。

これに加えて、会員及びその社員等において当会の活動に関して本指針に照らし不適切な行為があるか又はその恐れがあると認められる場合には、当該会員のコンプライアンス担当部署に連絡し、対応の検討を依頼するものとする。

#### 9．本指針の見直し

本指針の見直しは、コンプライアンス委員会の上申を受け、原則として理事会の承認を以って実施するものとする。但し、緊急を要する場合は、会長の承認を以って実施することができるものとし、この場合においては後刻理事会に報告することとする。

#### 10．本指針の運営

本指針の運営は別途定めた「競争法コンプライアンス運営細則」によるものとする。

付 則（平成23年1月17日）

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

改定履歴

平成24年4月1日 社団法人から一般社団法人に変更した。